

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例（軽減）措置について （経営力向上設備等証明書）

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 58 号）」が平成 28 年 7 月 1 日より施行され、名称を改め「中小企業等経営強化法」とし、固定資産税の課税標準の特例（軽減）措置についても、同日の平成 28 年 7 月 1 日より施行されました。

一般社団法人日本精米工業会では、同特例（軽減）措置について、対象となる経営力向上設備等（弊会は精穀設備）の要件を満たすことを証する書類（証明書）の発行を行っています。

本制度の内容は、以下を参照ください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

1. 固定資産税の軽減措置（課税標準の特例）

①概要

- 「認定された経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置」（地方税法）は、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
 - ※ 固定資産税の課税標準が 3 年間 1 / 2 に軽減。
 - ※ 法律の施行日から平成 31 年（2019）年 3 月 31 日までに取得した場合に、その翌年度から 3 年間の軽減措置。
 - ※ 経営力向上設備等の定義は、税制改正大綱において決定された範囲で経済産業省令に規定。

- 経営力向上設備等の要件を満たすかどうかの判定は、生産性向上設備投資税制と同様に、弊会において、要件を満たすことを証明する証明書を発行し、主務大臣はその証明書により、経営力向上設備等であることを確認します。

- 証明書発行手数料について
手数料は、以下のとおりです。証明書送付時に請求書を同封しますので、支払期日までにお支払いいただきます。
 - 会 員：証明書 1 通につき 2,000 円（税別）
 - 非会員：証明書 1 通につき 4,000 円（税別）（ここで言う会員とは弊会の賛助会員で、非会員とは弊会の賛助会員以外をいう）

【経営力向上設備等の要件】

- 販売開始から 10 年以内のもの
- 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1 % 以上向上するもの。
- 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上の機械及び装置。

【軽減措置の対象】

- 租税特別措置法の中小事業者等
 - ・資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
 - ・資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人。
 - ・常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

②要件の判定

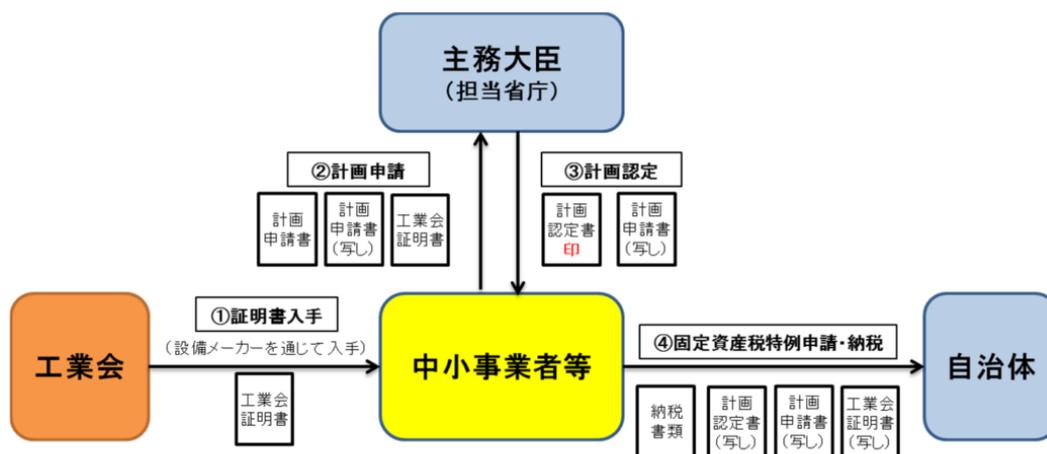
- ・本税制の要件は、旧モデル（当該モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであることが必要です。
- ・対象設備は、「機械及び装置」のみで、弊会で発行できる証明書の対象設備は「精穀設備」になります。

③生産性向上設備投資促進税制との違い

	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資税制（A 類型）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建設附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性1%向上 ・販売開始から10年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性1%向上 ・最新モデル
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	

④事業者の手続

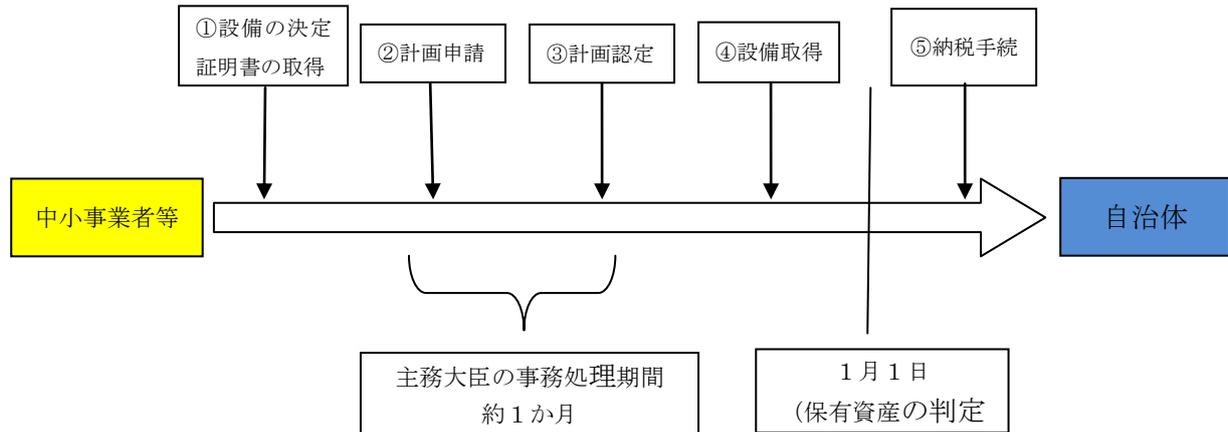
- ア. 中小事業者は、設備を決定し、設備メーカーを通じて弊会から証明書を入手します。
- イ. 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、弊会が発行した生産性証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。
- ウ. 主務大臣は、計画認定書（大臣印が捺されたもの）を中小事業者に交付されます。
- エ. 中小事業者が設備を取得。
- オ. 納税時には、納税書類とともに計画認定書の写しと計画申請書一式（添付書類を含む）の写しを自治体に提出します。



⑤手続きフロー

1月1日時点で、①計画認定を受け、②設備を取得済みの場合に固定資産税の軽減措置を受けることができます。

なお、法律の施行日以降であれば、計画申請前に設備を取得することも可能です。ただし、設備取得から2か月以内に計画申請する必要があります。



2. 証明書発行手続き

予め対象設備（弊会は精穀設備）の型式登録をさせていただくことで、証明書発行の手続きを簡素化できます。なお、生産性向上設備投資促進税制と、固定資産税の課税標準の特例措置（軽減措置）併用は可能です。

(1) 型式登録申請に必要な書類は以下のとおりです。

①チェックリスト（様式2号／中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書チェックリスト）

(2) カタログ・技術資料等

「発売開始日要件」、「生産性向上要件」確認用のカタログ又は技術資料を添付して下さい。カタログ又は技術資料によって要確認ができない場合は、カタログ・技術資料等に追加した資料の提供をお願いします。

各種書類ダウンロード

[証明書（様式1）（Word形式）：記入例](#)

[証明書（様式1）（PDF形式）](#)

[証明書（様式2）（Excel形式）：記入例](#)

[証明書（様式2）（PDF形式）](#)

3. お問い合わせ先

一般社団法人日本精米工業会 担当：安藤
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15
TEL：03-4334-2190 FAX：03-3249-1835
mail：ando@jrma.or.jp